

## 第5項 情報通信体制・機器の整備

[市長公室、企画財政部、消防本部]

災害時の情報収集、伝達手段として機能する情報通信機器・施設を整備する。

### 1 奈良県防災行政無線の活用

奈良県では、県と市町村及び防災関係機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、衛星系回線と地上系回線の2ルートを組み合わせた、県防災行政通信ネットワークシステムの整備を終え運用している。

市職員は、県防災行政無線の取扱いについて平常時より習熟し、災害時に活用できるよう努める。

### 2 災害無線通信体制の充実・強化

市、県及び防災関係機関は災害時等に電話又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない時、又は利用することが困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図り、近畿地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実に努める。

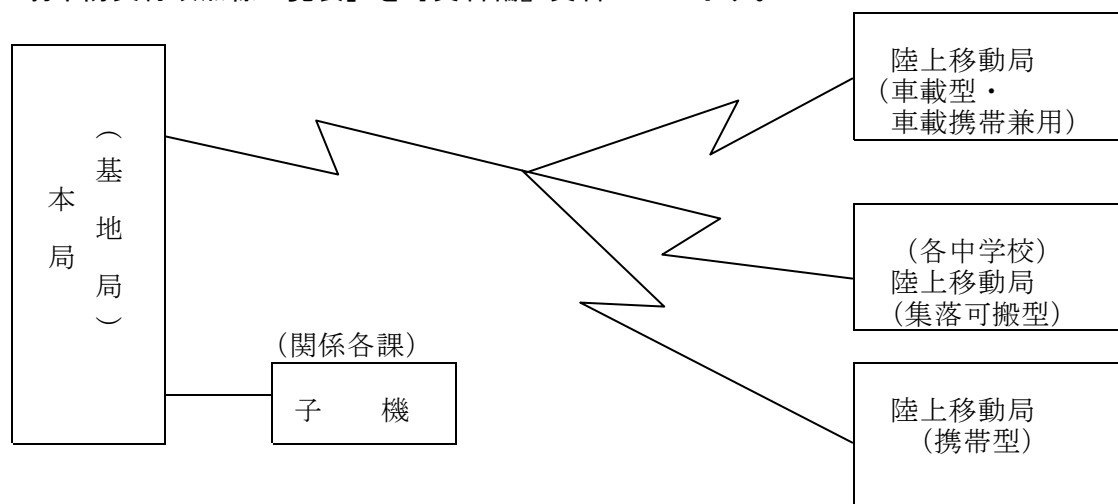
市、県及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

### 3 生駒市防災行政無線の整備状況

#### (1) 現況

生駒市防災行政無線の整備現況は次のとおりである。

「生駒市防災行政無線一覧表」を『資料編』資料10に示す。



#### (2) 整備方針

今後は陸上移動局（集落可搬型）の各避難所への配置整備を図る。

また、無線システム全体の充実、機能更新を推進する。

#### 4 消防救急無線のデジタル化

消防救急業務を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、広域的な大規模災害に対応するために無線通信の高度化が求められている。また、消防救急活動では関係者情報を伝送するが、個人情報保護の観点から、より秘匿性の高い無線通信を行うことが求められており、消防救急無線のデジタル化を図ることで高度な消防救急活動を行う。

#### 5 その他通信網の整備

市は、災害時のその他の情報伝達手段として、CATV、インターネット等の既存メディアや防災行政無線の活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信網を整備・充実する。

災害時に避難場所となる各小・中学校にはパソコン（インターネット接続）を整備している。